

消費税の転嫁拒否等についての移動相談会の実施について

消費税転嫁対策特別措置法では、①減額，買ったとき，②商品購入，役務利用又は利益提供の要請，③本体価格での交渉の拒否，④報復行為といった消費税の転嫁拒否等の行為を禁止しています。

今般，消費税の転嫁拒否等の行為を受ける側の事業者の方々からの御要望に応じて，当該事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が赴き，消費税転嫁対策特別措置法の内容を分かりやすく説明するとともに，転嫁拒否等の行為に関する相談を受け付ける移動相談会を実施いたします。

1 対象

消費税の転嫁拒否等の行為を受ける側の事業者（原則2者以上）の代表者又は従業員（所在する地域，所属する団体等の定例的な会合の場合での開催も可能）とします。また，事業者団体も対象です。

2 開催地等

開催地及び会場は，申込みを行う事業者等の御要望を踏まえて決定します。

3 申込方法

移動相談会の開催を希望する事業者又は事業者団体は，代表の事業者等がファクシミリ又は電子メールによりお申し込みください。ファクシミリによる場合は，別紙申込用紙の各事項を御記入の上，所在する地区の申込先まで，電子メールによる場合は，別紙申込用紙の各事項をメールにテキスト形式で御記入の上，申込先メールアドレス（tenka-soudankai-〇-jftc.go.jp）まで，お申し込みください（迷惑メール等防止のため，アドレス中の「@」を「-〇-」としております。メール送信の際には，「@」に置き換えて利用してください。）。

4 その他

- (1) 申込みが多数の場合，御希望どおりにお受けできない場合がありますので，御了承ください。
- (2) 申込みの際に御提供いただいた個人情報は，移動相談会業務以外の目的には一切使用しません。